

2023年6月29日
株式会社ノジマ
代表執行役 野島 廣司

関係各位

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、株式会社ノジマ（神奈川県横浜市、代表執行役社長 野島 廣司）以下「当社」といいます。）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）に基づく勧告（以下「本勧告」といいます。）を受けました。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしますことを心より深くお詫び申し上げます。

1. 下請法の規定に違反すると認定された事実

当社が、自社の店舗等で販売する家庭電気製品等を製造委託している下請事業者様の一部より、「拡売費」「物流協力金」「セールリベート」「キャッシュリベート」「オープンセール助成」「発注手数料」を受け取っていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

本勧告において、下請代金の減額に当たるとされた対象は、2019年7月から2022年10月までの期間における、下請事業者様2社との一部取引における上記行為で、減額に相当するとされた金額は総額約7,310万円と認定されました。

2. 本勧告に対する当社の対応

当該下請事業者様からの拡売費等の受け取りは既に停止しており、また、下請代金の減額とされた金額についても、すでに当該事業者様に返還しております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容の社内周知徹底を図るとともに、下請法遵守に関する社内研修を今後継続的に実施することで、引き続きコンプライアンスの強化と再発防止の徹底に努めてまいります。

以上